

令和 年 月 日

剣淵町町づくり観光課長 様

### 剣淵町空き家・空き地情報登録申請書

住所 .....

氏名 ..... 印

別紙「剣淵町空き家・空き地情報登録票」に登録する「空き家」又は「空き地」は、次の7、8に同意し、1～6に相違ないので、剣淵町空き家・空き地情報へ登録を申請します。

#### 記

- 1 申請する「空き家」又は「空き地」は良好な管理状態にあり、登記済です。
- 2 申請する「空き家」又は「空き地」に係る税の滞納はありません。
- 3 登録内容は、別紙「剣淵町空き家・空き地情報登録票」及び写真（外観、内部、周辺環境等）のとおりです。
- 4 登録情報について、剣淵町が現地確認する際の敷地への立入を了承します。
- 5 登録内容を剣淵町ホームページ上の「空き地・空き家情報」で公開することを了承します。
- 6 登録情報について、剣淵町、北海道と情報を共有することを了承します。また、情報掲載に同意した場合、北海道が運営する「北海道空き家情報バンク」及び「全国版空き家・空き地バンク」への情報掲載についても了承します。
- 7 剣淵町及び北海道は、「空き家」及び「空き地」の当事者間の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約について、直接関与しないことを了承します。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

#### 【留意事項】

- ※ 登録には、「空き家」又は「空き地」の登記がされていることが必要です。
- ※ 写真は、外観、内部、周辺環境等も含めて10点まで登録が可能です。できる限りの写真を添付願います。
- ※ 別紙登録票のほか、登記簿謄本（登記事項証明書）が必要になります。
- ※ 登録には、抵当権等が抹消できることが必要です（登記事項証明書を確認願います）。
- ※ 不動産取引業者と既に媒介契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付してください。
- ※ 所有者の個人情報は非公開とします。
- ※ 剣淵町個人情報保護条例（平成17年3月7日剣淵町条例第1号）の趣旨に基づき、申請書等に記載された個人情報は、適切に管理するとともに、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。